

知っておきたい

遺言のこと

家族に何を残すか、
その前に知っておきたいこと。



1. 遺言書を検討したいケース

1.1 家族の仲が良くても、考えておきたいこと

「うちは資産家でもないし、家族の仲が良いから遺言書なんて必要ない」
と思い込んでいませんか？

実は、この認識こそが相続の現場において見落としがちな点です。

遺言書がない場合、複数の相続人がいると、原則として相続人全員で遺産分割について話し合うこととなります。

現金のみの場合

比較的スムーズに分けられる可能性があります。

家や土地が含まれる場合

不動産は現金のように分けることが難しいため、誰が取得するのか、
どのように分けるのかについて話し合いが必要になることがあります。

家族の仲が良くても、相続をきっかけに意見が分かれることがあります。
財産の内容や家族の状況に応じて、あらかじめ引き継ぎ方を考えておくことが大切です。

1.2 特に遺言書が必要な2つの典型パターン

遺言書を作成しておくことで、希望する財産の引き継ぎ方を明確にしやすくなるケースがあります。

ここでは、特に検討したい2つの例を紹介します。

① お子さんのいないご夫婦

遺言書がない場合、亡くなった方の親や兄弟姉妹などが相続人になることがあります。

配偶者が自宅などの財産を引き継ぎたいと考えていても、亡くなった方の親や兄弟姉妹などが相続人になることがあります。

遺言書を作成しておけば、財産を誰に引き継がせたいか、あらかじめ意思を示すことができます。

② 主な財産が自宅の土地・建物の方

発生するリスク

不動産は現金のように分けることが難しいため、誰が取得するのか、どのように分けるのかについて話し合いが必要になることがあります。

遺言書の必要性

誰が自宅を引き継ぐのかを遺言書で指定しておく、相続後の話し合いの負担を減らせる場合があります。

「では、自分で紙に書けば良いのでは？」と思った方もいるかもしれませんが。
しかし、自分で作成する遺言書には、注意したいポイントがあります。

2. 自筆証書遺言を作成するときの注意点

2.1 自筆証書遺言で注意したいポイント

自分で書く「自筆証書遺言」には、法律上の形式や記載方法について守るべきルールがあります。

遺言者が良かれと思って書いた内容でも、形式や記載方法に問題があると、遺言の効力や相続手続きに影響することがあります。

財産や受取人を具体的に記載する

遺言書では、誰に、どの財産を引き継がせたいのかを、できるだけ明確に記載することが大切です。

たとえば、不動産であれば所在地や地番などを確認し、財産を受け取る人についても、氏名などによって特定できるようにします。

記載が曖昧だと、遺言の解釈や相続手続きで問題が生じるおそれがあります。

さらに、自筆証書遺言には、次のようなルールがあります。

✂️ 本文は原則として自筆で作成

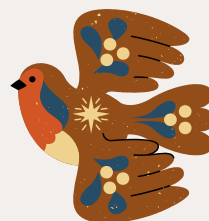
自筆証書遺言の本文は、原則として遺言者本人が自筆で書く必要があります。ただし、財産目録はパソコンで作成したり、登記事項証明書や通帳のコピーなどを添付したりすることができます。その場合は、財産目録の各ページに署名・押印が必要です。

✂️ 日付を具体的に記載する

遺言書には、作成した年月日を具体的に記載する必要があります。「〇年〇月吉日」のように日付を特定できない書き方では、遺言が無効になるおそれがあります。

そのため、自筆証書遺言を作成する際には、法律上の形式や記載内容を確認することが大切です。

そのため、自筆証書遺言を作成する際には、法律上の形式や記載内容を確認することが大切です。





2.2 【比較】自筆証書遺言 vs 公正証書遺言

自分で作成する自筆証書遺言と、公証人が関与して作成する公正証書遺言の違いを一覧表で確認してみましょう。

比較項目	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成費用	自分で作成する場合は原則無料	公証人手数料などがかかる
方式上の不備	形式要件を満たさないと無効になるおそれ	公証人が関与するため、方式上の不備を防ぎやすい
保管	自宅などで保管する場合は紛失等に注意	原本は公証役場で保管される
家庭裁判所の検認	原則必要。ただし法務局の保管制度を利用した場合は不要	不要

※自筆証書遺言は、原則として家庭裁判所での検認が必要です。ただし、法務局の「自筆証書遺言書保管制度」を利用して保管されている遺言書は、検認の必要がありません。

公正証書遺言を作成する場合も、事前に財産や相続関係を整理し、必要な書類を準備する必要があります。

3. 遺言書作成に向けた準備

3.1 財産を整理し、内容を具体的に記載する

遺言書を作成する際には、どのような財産があるのかを整理し、誰に何を引き継がせたいのかを具体的に考えることが大切です。必要に応じて、登記事項証明書や預貯金口座の情報などを確認します。

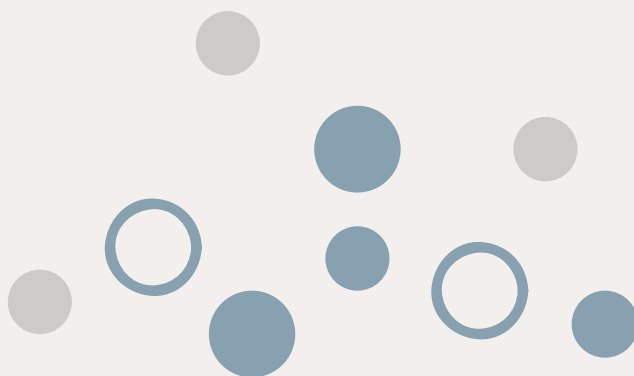
3.2 相続関係を確認するための戸籍調査

遺言書を作成する際には、家族関係や相続人となる人を確認しておくことが大切です。

必要となる書類は、家族構成や遺言の内容などによって異なります。

また、相続が発生した後は、相続人を確定するため、出生から死亡までの戸籍などを確認する必要が生じる場合があります。

古い戸籍を読み解いたり、複数の自治体から取り寄せたりすることもあるため、状況に応じて専門家に相談する方法があります。



4. 公正証書遺言と専門家のサポート

4.1 公正証書遺言の特徴と作成の流れ

公正証書遺言は、公証人が関与して作成する遺言書です。
法律で定められた方式に沿って作成し、原本は公証役場で保管されます。

そのため、自筆証書遺言で起こり得る形式上の不備や、手元で保管する場合の紛失などのリスクを抑えやすいという特徴があります。

また、原則として、相続開始後の家庭裁判所による検認は必要ありません。

内容の検討

誰にどの財産をどれだけ遺すか、具体的な案を立てる。

必要書類の収集

財産の証明書や、相続関係を示す戸籍謄本等を揃える。

公証役場への事前申し込み

公証人と打ち合わせを行い、内容を確認しながら案文を作成する。

当日の確認と署名

証人2名の同席のもと、公証人が読み聞かせる内容を確認して、全員で署名・押印する。

公正証書遺言を作成する際には、財産や相続関係を確認し、必要書類を準備するほか、証人2名を確保する必要があります。

これらの準備を自分で進めることもできますが、必要書類の収集や公証役場との打ち合わせ、証人の手配などについて、専門家の支援を受けることもできます。

公正証書遺言には、証人が2名必要です

公正証書遺言を作成するときは、証人2名の立会いが必要です。
証人は自分で手配することも、公証役場で紹介してもらうこともできます。
ただし、次の人は証人になれません。

- 未成年者
- 遺言者の推定相続人
- 遺言によって財産を受け取る人（受遺者）
- 推定相続人や受遺者の配偶者・直系血族
- 公証人の配偶者、四親等内の親族、書記、使用人

身近に頼める人がいない場合や、遺言の内容を家族や知人に知られたくない場合には、専門家に証人を依頼する方法もあります。

公正証書遺言の費用

公正証書遺言の作成費用には、公証役場に支払う手数料と、専門家に依頼する場合の報酬があります。

公証役場の手数料は、遺言で財産を受け取る人ごとの財産額などをもとに計算されます。財産の内容や受取人の人数によって異なり、証書の交付などに別途費用がかかる場合もあります。

専門家への報酬は、依頼する内容によって異なります。遺言書の原案作成、必要書類の収集、公証役場との打ち合わせ、証人の手配など、どこまで依頼するかによって費用が変わります。具体的な費用は、公証役場や依頼先の専門家に事前に確認しましょう。

4.2 専門家（行政書士等）に相談するメリット

遺言書の作成では、財産や相続関係の確認、必要書類の収集、遺言内容の整理、公証役場との打ち合わせなど、さまざまな準備が必要です。

行政書士などの専門家に相談することで、必要な手続きや書類を整理し、自分の希望に沿った遺言書を作成するための支援を受けられます。

ただし、専門家によって対応できる業務や報酬は異なります。
相続をめぐる争いが予想される場合などは、弁護士への相談も検討しましょう。

5. まとめ：大切な財産を引き継ぐために

遺言書は、自分の希望を明確にし、大切な財産を次の世代へ引き継ぐための手段です。
残された家族の負担を減らすことにもつながります。

遺言書の作成方法や必要な準備について迷ったときは、行政書士などの専門家に相談することも
できます。

ご自身の財産や家族関係に合った方法を考えてみましょう。

MEMO

--



行政書士事務所 **ラグラス**

office-Lagurus